

「不当な働きかけに対する職員の対応要項」の制定について

1 導入趣旨

- 透明で開かれた県政運営の確保
- 職務の公正な執行を図る

2 対象者（相手方）の範囲

- 職員以外の者

3 対象行為

- 不法行為及び職務の公正な執行を損なう行為

4 公表

- 情報公開条例に基づく開示
- 1年に1回件数及び概要を公表

5 導入の方法

- 要項で定める

6 導入の時期

- 平成21年度からの導入

ただし、1年間は試行期間として実施し、試行期間中に出てきた課題について改善を図って、その後、本格実施

お問い合わせ先

総務部人事課

柳田（内線3061）